

12 受検資格

実務経験年数とは、修了証書、合格証書等の交付年月、あるいは該当実務に従事を開始した年月を起算日とし、申請書受付最終日現在までの検定職種に係る実務経験年数をいいます。

(単位 年)

受 検 対 象 者 (区 分) ※ 1	特 級	1 級		2 級		3 級	単一等級	
	1 級の技能検定に合格後の実務経験（1 級 の合格証書の複写を添付すること）	1 級の技能検定の受検に必要な実務の経験年数	2 級の技能検定に合格後の実務経験	3 級の技能検定に合格後の実務経験	2 級の技能検定の受検に必要な実務の経験年数	3 級の技能検定に合格後の実務経験	3 級の技能検定の受検に必要な実務の経験年数（※ 6）	単一等級の技能検定の受検に必要な実務の経験年数
実務経験のみ	5	7	2	4	2	0	0 ※ 7	3
専門高校卒業 ※ 2 専修学校（大学入学資格付与課程に限る）卒業		6			0		0	1
短大・高専・高校専攻科卒業 ※ 2 専門職大学前期課程修了 専修学校（大学編入資格付与課程に限る）卒業		5			0		0	0
大学卒業（専門職大学前期課程修了者を除く）※ 2 専修学校（大学院入学資格付与課程に限る）卒業		4			0		0	0
専修学校 ※ 3 又は各種学校卒業 （厚生労働大臣が 指定のものに限る）		6			0		0 ※ 8	1
		5			0		0 ※ 8	1
		4			0		0 ※ 8	0
短期課程の 普通職業訓練修了 ※ 4 ※ 9		6			0		0 ※ 5	1
普通課程の 普通職業訓練修了 ※ 4 ※ 9		5			0		0	1
		4			0		0	0
専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練修了 ※ 4 ※ 9		3	1	2	0	0	0	
応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練修了 ※ 9		1		0	0	0	0	
指導員養成課程の指導員養成訓練修了 ※ 9		1		0	0	0	0	
職業訓練指導員免許取得		1		—	—	—	0	
高度養成課程の指導員養成訓練修了 ※ 9		0		0	0	0	0	

注) ※ 1 : 検定職種に関する学科、訓練科又は免許職種に限る。(10ページ 別表参照)

※ 2 : 学校教育法による大学、短期大学又は高等学校と同等以上と認められる外国の学校又は他法令学校を卒業した者並びに独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者は学校教育法に基づくそれぞれのものに準ずる。

※ 3 : 大学入学資格付与課程、大学編入資格付与課程及び大学院入学資格付与課程の専修学校を除く。

※ 4 : 職業訓練法の一部を改正する法律(昭和53年法律第40号)の施行前に、改正前の職業訓練法に基づく高等訓練課程又は特別高等訓練課程の養成訓練を修了した者は、それぞれ改正後の職業能力開発促進法に基づく普通課程の普通職業訓練又は専門課程の高度職業訓練を修了したものとみなす。また、職業能力開発促進法の一部を改正する法律(平成4年法律第67号)の施行前に、改正前の職業能力開発促進法に基づく専門課程の養成訓練を修了した者は、専門課程の高度職業訓練を修了したものとみなし、改正前の職業能力開発促進法に基づく普通課程の養成訓練又は職業転換課程の能力再開発訓練(いずれも800時間以上のものに限る。)を修了した者はそれぞれ改正後の職業能力開発促進法に基づく普通課程又は短期課程の普通職業訓練を修了したものとみなす。

※ 5 : 総訓練時間が700時間未満のものを含む。

※ 6 : 3級技能検定については、上記のほか、検定職種に関する学科に在学する者及び検定職種に関する訓練科において職業訓練を受けている者も受検できる。(申請書の在学期間又は訓練期間欄の在学中、訓練中に○印を記入)

また、工業高等学校に在学する者等であって、かつ、工業高等学校の教員等による検定職種に係る講習を受講し、当該講習の責任者から技能検定受検に際して安全衛生上の問題がないと判定された場合も受検できるので、所定の「確認書」の写し及び判定者の資格を裏付けものの写しを申請書に添付すること。

※ 7 : 検定職種に関し実務の経験を有する者について、受検資格を認めることとする。

※ 8 : 当該学校が厚生労働大臣の指定を受けたものであるか否かに関わらず、受検資格を付与する。

※ 9 : 職業能力開発促進法第92条に規定する職業訓練又は指導員訓練に準ずる訓練の修了者においても、修了した職業訓練又は指導員訓練の訓練課程に応じ、受検資格を付与する。

その他 下位等級合格後の実務経験年数で受検をする場合は、その証明となる合格証書のコピーを必ず添付すること。